

議案第81号

南十勝複合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南十勝複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

南十勝複合事務組合同規約の一部を改正する規約

南十勝複合事務組合同規約（昭和44年2月4日北海道指令地方第126号指令）の一部を次のように改正する。

第3条の表し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務の項を削り、同表ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の項及び小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務の項中「、幕別町（旧忠類村地域）」を削る。

別表を次のとおり改める。

別 表（第12条関係）

経費の区分		負担割合の区分	
		均等割	人口割
議会・監査委員に要する経費		100%	
事務局に要する経費		20%	80%
ごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費	広尾町	50%
	平常の運転及び管理運営に伴う経費	大樹町	50%
火葬場の設置及び管理運営に要する経費	施設の新・改築に伴う経費	大樹町	70%
	平常の運転及び管理運営に伴う経費	幕別町	30%
		大樹町	80%
		幕別町	20%
(注) 人口割は、前年10月1日現在の住民基本台帳人口割合とする。 ただし、幕別町の人口割合は、旧忠類村地域の人口とする。			

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。